



就学支援金は、**授業料が無料**になる国の制度です。就学支援金の申請は**原則オンライン**にて受け付けます。令和8年度の制度改正に伴い、**全員申請手続きが必要**です。以下の案内をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

1 就学支援金【新制度】とは

日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件を満たした世帯について、世帯年収に関わらず、保護者に代わり、国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより**授業料が無償化**される国の制度です。東京都では、就学支援金の申請受付を4月から開始します。

2 手続きの流れ


STEP1
全員申請手続きが必要

オンライン申請システムでの申請

- ① 学校から配布された「システム利用開始情報通知書」により、ログインIDの作成・生徒情報を登録後、申請を行います。
- ② オンライン申請システムにて、就学支援金の**受給資格認定申請**を行います。なお、**授業料に関する各種支援制度を申請しない方も、オンライン申請システムにて、不申請意向確認の提出が必要**です。


ログインIDは一度登録すると変更できませんので、忘れないようにしてください。
また、ログインの際は、毎回、確認コードが登録メールアドレスに届くため、変更予定のないメールアドレスを使用してください。

申請はこちら



オンライン申請システム

マニュアルはこちら



操作マニュアル

STEP2
生徒本人の国籍が「日本国」以外の者のみ

必要書類の提出

生徒本人の国籍が「日本国以外」の場合、在留資格の確認のため、以下の書類を学校へご提出ください。

生徒本人の在留資格	提出書類
特別永住者	・住民票の写し（原本）又は「特別永住者証明書」のコピー
永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者等	・住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー
家族滞在	・住民票の写し（原本）又は「在留カード」のコピー ・小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ 住民票は、国籍・在留資格・在留期間等の情報が記載されたものをご提出ください。
※ 場合によっては保護者等の所得確認書類が必要となりますので、学校からご案内いたします。

3 対象制度確認シート（新入生）

生徒本人が日本国籍を有していますか？

YES

NO

生徒本人の該当する在留資格の区分はどれですか？

- A 特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等
B 定住者 C 家族滞在 D その他（在留資格「留学」を除く）

Aを選択

Bを選択

Cを選択

Dを選択

生徒本人が日本に永住する
意思がありますか？

YES

NO

YES

生徒本人が①・②のいずれにも該当しますか。
①日本の小学校及び中学校を卒業した。
②日本に就労して定着する意思がある。

NO

高校生等就学支援金【新制度】の対象
(オンライン申請のみ)

高校生等就学支援金【新制度】の対象
(オンライン申請+学校へ在留資格確認書類を提出)

高校生等・新修学支援金の申請が必要
学校へお問い合わせください
※所得要件の確認を行います

4 就学支援金の具体的な支給額や支給対象の例外

授業料（支給額）			
全日制	定時制	定時制（単位制）	通信制
月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき ※ 1,740円	1単位につき ※ 336円

※履修登録を行った単位数が就学支援金の支給対象となり、年間30単位（通算74単位）が支給上限です。
なお、支給上限を超過した履修単位数に係る授業料は、別に免除申請を行うことができます。

■ 支給対象とならない方

- (1) 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して（転学等の場合を含む。）、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方

5 申請後のスケジュール

対象	今後の予定
就学支援金を申請された方	本年11月以降に、随時審査結果について通知します（審査状況により遅れる場合があります）。
就学支援金を申請しない方	「授業料納入通知書」を学校から送付します。 納入通知書に記載されている納付期限までに授業料をお支払いください。

6 申請上の注意点

制度について

オンライン申請について

- 1 就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。
就学支援金が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。
支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。
- 2 国籍・在留資格の変更又は在留期間の更新があった時は、速やかに学校の経営企画室までご連絡ください。
- 3 誤って不申請意向の提出を行った場合、再度申請は可能ですが、手続きを行った当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。
- 4 一度提出した書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、写し（コピー）を提出してください。提出の際は、氏名等の文字が鮮明に分かるように複写してください。
- 5 一度オンライン申請を行うと、学校で申請内容の確認が完了するまで、申請情報の修正・再申請を行うことができません。
やむを得ず修正・再申請が必要な場合は、学校の経営企画室までご連絡ください。
- 6 オンライン申請のユーザIDは一度登録が完了すると変更できないため、ユーザIDをお忘れの際は、ログイン画面の「ユーザIDをお忘れの方」から再照会を行ってください。
また、パスワードをお忘れの際は、ログイン画面の「パスワードをお忘れの方」から再設定できます。
なお、ログイン時にパスワード入力を3回失敗すると、60分間のログイン及びパスワードリセットを行うことができなくなります。
- 7 学校から配布された「都立高校オンライン電子申請システム利用開始情報通知書」より入力を進めた際、「認証に失敗しました」というエラーが出た場合には、入力内容に誤りがある、または既にユーザIDが登録されている可能性があります。ユーザIDを登録済の場合は、QRコードを読み込んだ後、画面右上の「ログイン」からログイン画面にお進みください。

■ 提出された個人情報の取扱いについて

- ・この制度において東京都教育委員会が収集する生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。
- ・令和8年度は、申請いただいた国籍等の情報について、住民基本台帳ネットワークシステムへ3情報（氏名、住所、生年月日）照会した結果と突合を行い、支給可否の判定を行います。
- ・就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。
- ・提出された書類は他の就学支援事業（高校生等・新修学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都国立高等学校等奨学のための給付金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用する場合があります。あらかじめご承知おきください。

7 提出日・提出方法・問合せ先

提出日・提出方法 提出日・提出方法は、学校で別に指定します。

問合せ先 不明な点については、学校の経営企画室にお問い合わせください。



就学支援金制度の詳細や法令は、東京都教育委員会及び文部科学省のホームページでも案内しています。